

枚方市監査委員告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 26 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	大 西 正 人
同	上 野 尚 子
同	八 尾 善 之

1. 監査の対象

(1) 対象部課

上下水道事業部 上下水道計画課
上水道整備室浄水課
上水道整備室上水道工務課
上水道保全課
下水道整備室汚水整備課
下水道整備室雨水整備課
下水道施設維持課

(2) 対象事務

平成 29 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

平成 29 年 9 月 1 日から平成 29 年 12 月 25 日まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[上下水道計画課]

○淀川左岸流域下水道整備促進期成同盟会に関する事務について

上下水道計画課では、淀川左岸流域下水道事業の整備促進を図るため、昭和 55 年度に関係市との相互協力のもと「淀川左岸流域下水道整備促進期成同盟会」（以下「同盟会」という。）を設立し、事務局を担っている。

同盟会の実質的な活動については、平成 6 年度を最後に休止しており、平成 19 年度に解散の検討がなされたものの、解散には至らずその後も実質的な活動は休止したままという状況の下、残金のある通帳が保管されていた。

今後、残金についての処理を検討するなど事務手続を進めるよう要望する。

[浄水課]

○水質検査用薬品の管理状況について

浄水課では、浄水処理を行うため、毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）を含む

水質検査用薬品を保管・管理している。

毒劇物の保管・管理について、「毒物及び劇物取締法施行規則」では、貯蔵する場所には施錠できる設備があることが規定されているが、一部の劇物について、施錠されていない状態で冷蔵庫に保管されていた。

また、廃棄物処理の状況について確認したところ、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管場所については、見やすい箇所に掲示板を設け、さらに特別管理産業廃棄物を保管する場合は、他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講じることが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」で規定されているが、いずれも必要な措置が講じられていなかった。

今後、毒劇物の保管・管理及び廃棄物処理については、規則等に基づき適正な取扱いを行うよう要望する。

○水道施設更新・耐震化事業について

本市では、水道事業の根幹をなす中宮浄水場の更新に向けた取組を行うとともに、災害発生時の市内各地の応急給水に対応するため、基幹的な配水施設等の耐震化を進めている。

今後、新たに策定する枚方市上水道施設整備基本計画に基づいて、耐震化と併せて、効率的に水道施設の更新を図るよう要望する。

[上水道工務課]

○管路の更新・改良について

管路の法定耐用年数 40 年を超えている割合を表す管路経年化率は年々上昇しており、更新が追いつかない状況となっている。新たに策定する枚方市上水道施設整備基本計画に基づいて、耐震化と併せて、効率的に更新を図るよう要望する。

[上水道保全課]

○漏水修繕工事に係る交通誘導警備業務等委託事務について

上水道保全課では、漏水修繕で道路工事が必要な場合は、歩行者、通行車両の安全な交通誘導を確保するための交通誘導警備業務等委託を行っている。

同委託仕様書の一部の内容が、入札参加者にとって判断に迷いを生じる可能性があるものなど、不明瞭なものとなっていた。

今後、仕様書の作成に当たっては、十分に留意し、適正な事務執行に努めるよう要望する。

[汚水整備課]

○汚水整備事業について

工事発注に当たり、設計図書の不備により入札中止となった事例があり、その後再発防止の取組が行われていたにもかかわらず、今回、汚水整備事業に係る工事契約事

務において、入札参加者からの質問により設計図書の予定価格に積算誤りがあることが判明したため、契約を解除し、再発注が行われていた事例があった。

今後、設計図書の作成に当たっては、職員の積算能力の向上や、更なるチェックシートの改善に取り組むなど、適正な事務の執行に努めるよう要望する。

〔雨水整備課〕

○雨水浸水対策及び整備事業について

雨水整備課では、雨水管渠及びポンプ場の整備に努めるとともに雨水貯留施設の整備を進めているが、今後も引き続き優先度や緊急度を勘案し、雨水浸水対策に取り組むよう要望する。

〔下水道施設維持課・上下水道計画課〕

○大雨等への対応及び危機管理体制の整備について

上下水道局では、平成 28 年度の組織再編で、新たな危機管理体制の構築として、上下水道局危機管理マニュアルを策定し、局として災害対応に当たっている。

大雨時にはポンプ場での排水運転や樋門の開閉、断水・水濁り時には給水車の出動など、さまざまな危機管理事象に対応し、また、各種訓練の実施、災害応援協定の締結など、危機管理体制の整備・運用を行っている。

近年、全国的に局地的大雨や地震等による災害が起こっていることから、今後も引き続き、関係機関との連携を図りながら、危機管理体制をより実効性のあるものとするよう要望する。